# 社会福祉法人ひだまり
# 「縁ひだまり」運営規程

【認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業】

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ひだまりが開設する「縁ひだまり」（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、認知症対応型共同生活介護事業職員、介護予防認知症対応型共同生活介護職員（以下「職員」という。）が、認知症の症状を伴う要支援状態の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護等」）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　認知症対応型共同生活介護等の提供に当たって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

５　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に務めるものとする。

６　前５項のほか、「米原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 25 年米原市条例第４号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　縁ひだまり
（２）所在地　　滋賀県米原市一色 494 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
（１）管理者　　１名
管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
（２）認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）作成担当者　１名
介護計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
（３）介護従業者　　３名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（利用定員）
第５条　事業所の利用定員は、９人とする。

（認知症対応型共同生活介護等の内容）
第６条　本事業所で行う認知症対応型共同生活介護等の内容は、次のとおりとする。
（１）介護計画の作成
（２）入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
（３）日常生活上の世話
（４）日常生活の中での機能訓練
（５）相談、援助

（介護計画の作成）
第７条　介護計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護等の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
２　介護計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
３　介護計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。

４　介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料等の受領）

第８条　認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護等が法定代理受領サービスであるときには、利用されたサービスの基本料に対し、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

２　法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

３　前２項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（１）家　　賃　　月額 60,000 円を徴収する（居室・共用部分の設備等使用料）。

（２）食材料費　　月額 57,000 円を徴収する。ただし、利用者が入院・外泊等した場合には、１か月を 30 日と見なして日割り計算し、入居日数分を徴収する。

（３）管 理 費　　月額 30,000 円を徴収する（水道光熱費 400 円/日　公益費 400 円/日　日活動行事費 200 円/日）。

（４）前３号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費について徴収する。

（５）月の途中における入退居については、1 か月を 30 日と見なして日割り計算し、入居日数分を徴収する。

４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

５　認知症対応型共同生活介護等の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第９条　認知症対応型共同生活介護等の対象者は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する

等の適切な措置を速やかに講じる。

4　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者が認知症対応型共同生活介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

（1）利用者が事業所の設備等を利用する際には、職員の支援のもとで利用すること。

（2）利用者及びその家族は他の利用者及び職員に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならないこと。なお、これらにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を事業所は講じることとする。

2　事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（1）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

・包丁（刃物）を向ける
・首を絞める
・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
・ひっかく、つねる
・服を引きちぎる
・手を払いのける
・唾を吐く
・物を投げつける

（2）精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

・無視し続け、サービス提供ができない
・奇声、大声を発する
・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
・職員等にいやがらせをする
・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
・刃物を胸元からちらつかせる
・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
・業務終了後も要望を次々と出される

・契約業務以上のサービスを強要する
・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
・「盗人」と言い続ける
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

（３）セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】
・必要もなく手や腕を触る
・抱きつく
・ヌード写真を見せる
・あからさまに性的な話をする
・卑わいな言動を繰り返す
・職員等の衣服等に手を入れる

（４）その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】
・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

（衛生管理等）

第 11 条　職員は、利用者の使用する施設、居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条　職員は認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　職員は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第13条　非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

２　非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。

３　消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第14条　事業所は認知症対応型共同生活介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う介護保険法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報公開）

第15条　事業所において実施する事業の内容について、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」（以下「省令」という）第97条第７項等に基づき、「縁ひだまり」運営規程第19条第２項に規定する運営推進会議での公表及び当事業所内

にて文書の掲示において公開する。
2　前項に定める内容は、省令により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護等の利用及び利用申込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）
第 16 条　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2　職員が得た利用者又は家族の個人情報については、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 17 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）
第 18 条　職員は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

（地域との連携など）
第 19 条　職員は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
2　認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター職員、介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成され

る協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　職員は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 20 条　本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証・整備する。

（１）採用時研修　　採用後３か月以内

（２）継続研修　　年２回以上　（研修計画に準ずる）

２　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　本事業所は、認知症対応型共同生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

（改正）

第 21 条　この規程の改正は、社会福祉法人ひだまり理事会の議決により行う。

（その他）

第 22 条　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひだまりと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１．この規程は、平成 27 年８月１日から施行する。

２．この規程は、平成 28 年２月１日から施行する。

３．この規程は、平成 28 年５月１日から施行する。

４．この規程は、平成 30 年８月１日から施行する。

５．この規程は、令和３年６月１日から施行する。

６．この規程は、令和４年４月１日から施行する。

７．この規程は、令和５年１月１日から施行する。

８．この規程は、令和６年４月１日から施行する。

９．この規程は、令和６年 12 月１日から施行する。

10．この規程は、令和７年 10 月１日から施行する。